

# 日本学生卓球連盟 規約

(平成27年10月22日改正)

・日本学生卓球連盟 内規  
(平成19年10月18日改正)

・日本学生卓球連盟 事業実施細則  
(平成20年 3月 9日改正)

・日本学生卓球連盟 内規  
事業実施細則  
(平成22年 3月 7日改正)

・日本学生卓球連盟 規約  
内規  
事業実施細則  
(平成26年 3月 15日改正)

・日本学生卓球連盟 内規  
(平成27年 10月 22日改正)

## 目 次

### 日本学生卓球連盟規約

第 1 章 総 則	(第 1 ～ 5 条)	P 2
第 2 章 構 成	(第 6 ～ 9 条)	P 3
第 3 章 役 員	(第 10 ～ 17 条)	P 3 ～ 5
第 4 章 機 関	(第 18 ～ 28 条)	P 5 ～ 7
第 5 章 選手登録期間及び出場資格	(第 29 ～ 33 条)	P 8
第 6 章 財 務	(第 34 ～ 38 条)	P 9
第 7 章 賞 罰	(第 39 ～ 41 条)	P 9
第 8 章 解散・規約の改廃等	(第 42 ～ 44 条)	P 9
第 9 章 附 則	(第 45 ～ 47 条)	P 10

### 日本学生卓球連盟内規

第 1 条 目 的	P 11
第 2 条 OB 理事の各支部選出人数	P 11
第 3 条 外国籍選手登録規定	P 11 ～ 12
第 4 条 登録校の変更に伴う登録期間	P 12
第 5 条 登録団体の変更	P 13
第 6 条 会費、及び登録費	P 13
第 7 条 段位申請料・登録料等	P 13
第 8 条 議事録署名人規定	P 14
第 9 条 慶弔規程	P 14
第 10 条 内規の改変	P 14
第 11 条 内規の実施時期	P 14

### 日本学生卓球連盟事業実施細則

第 1 条 目 的	P 15
第 2 条 全日本大学総合卓球選手権大会・個人の部	P 15 ～ 16
第 3 条 全日本大学総合卓球選手権大会・団体の部	P 16 ～ 19
第 4 条 全日本学生選抜卓球選手権大会	P 19 ～ 21
第 5 条 各大会ランキング規定	P 22
第 6 条 各大会の棄権について	P 22
第 7 条 全日本学生・全日本大学対抗・全日本学生選抜の開催地	P 22
第 8 条 全日本学生・全日本大学対抗の枠数決定方法	P 22 ～ 23
第 9 条 事業実施細則の改変	P 23
第 10 条 事業実施細則の実施時期	P 25

# 日本学生卓球連盟・規約

## 第1章 総 則

- 第 1 条 本連盟は日本学生卓球連盟（JAPAN STUDENTS TABLE TENNIS FEDERATION）と称し、卓球界における学生競技団体を代表する。
- 第 2 条 日本学生卓球連盟（以下「本連盟」という）は各地域学生卓球団体を統轄して学生卓球人相互の親睦と団結を図り、運動精神に則り広く全国学生に卓球競技の普及を図り、その発展に寄与するものである。
- 第 3 条 本連盟の本部は公益財団法人日本卓球協会の所在する都道府県に置く。
- 第 4 条 本連盟は、その目的たる第 2 条を遂行するため、下記の事業を行なう。
1. 全日本大学総合卓球選手権大会・個人の部
  2. 全日本大学総合卓球選手権大会・団体の部
  3. 全日本学生選抜卓球選手権大会
  4. 各大会ランキングの発表
  5. 技術及び審判の講習会と研究会の開催
  6. 国際交流の推進
  7. その他目的遂行のために必要な事業
- 上記事業の遂行上の諸規則は事業実施細則に定める。
- 第 5 条 本連盟は学生団体を代表して公益財団法人日本卓球協会に加盟する。

## 第2章 構 成

- 第 6 条 本連盟は全国を下記の区域に区分する各地域学生卓球連盟によって構成される  
(以下各地域学生卓球連盟を「支部」という)
1. 北海道
  2. 東 北 (青森・秋田・岩手・山形・宮城・福島の6県)
  3. 関 東 (東京・千葉・埼玉・群馬・栃木・茨城・神奈川・山梨の1都7県)
  4. 北信越 (新潟・長野・富山・福井・石川の5県)
  5. 東 海 (静岡・愛知・三重・岐阜の4県)
  6. 関 西 (大阪・京都・滋賀・奈良・和歌山・兵庫の2府4県)
  7. 中 国 (岡山・鳥取・島根・広島・山口の5県)
  8. 四 国 (香川・愛媛・高知・徳島の4県)
  9. 九 州 (福岡・大分・佐賀・長崎・熊本・宮崎・鹿児島・沖縄の8県)
- 第 7 条 支部は各地域を組織し事業を遂行するに必要な規約を定め、本連盟に提出しなければならない。
- 第 8 条 支部は毎年3月末日までに新年度スケジュール及び新役員名簿を、また毎年5月末日までに所定の納入金を添えて加盟チーム及び登録選手名簿を本連盟宛に提出しなければならない。
- 第 9 条 加盟資格を次のとおりとする。
1. 学校教育法に基づく大学・短期大学・専門学校の卓球部。ただし大学院及び通信教育の学生を除く。
  2. 法律によって設置された大学校の卓球部。

## 第3章 役 員

- 第10条 本連盟に次の役員を置く。
1. 名誉会長 1 名
  2. 会 長 1 名
  3. 副 会 長 4名以内
  4. 参 事 若干名
  5. 顧 問 若干名
  6. 参 与 若干名

- |          |     |
|----------|-----|
| 7. 監査役   | 2名  |
| 8. 理事長   | 1名  |
| 9. 副理事長  | 若干名 |
| 10. OB理事 | 16名 |
| 11. 幹事長  | 1名  |
| 12. 会計   | 1名  |
| 13. 書記   | 1名  |
| 14. 常任幹事 | 9名  |
| 15. 幹事   | 9名  |

第11条 前条の役員に関して

1. (2)、(3)及び(8)～(15)は理事会における議決権を有し、これを理事とする。
2. (8)理事長1名、及び(9)副理事長若干名は、(10)OB理事16名の中に含まれる。
3. (11)～(15)は学生役員とする。

第12条 役員の任務は次の通りである。

1. 名誉会長は理事会に出席して意見を述べることができる。
2. 会長は本連盟を代表し会務を統轄する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合はその職務を代行する。
4. 参事・顧問・参与は会長が必要と認める事項についてその諮問に応じ意見を述べるができる。なお、理事会に出席して意見を述べるができる。
5. 監査役は本連盟の事業及び財産並びに会計について監査する。なお理事会に出席して意見を述べることができる。
6. 理事長は理事会を運営し議決事項を執行する。理事長は会長・副会長に事故ある場合はその職務を代行する。
7. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある場合はその職務を代行する。
8. 理事は本連盟の議案を審議し、事業を推進する。
9. 幹事長は学生役員を代表し、本連盟の事業の執行と事務を統轄する。
10. 会計は本連盟の会計事務を分掌する。
11. 書記は本連盟の事務を分掌する。
12. 常任幹事は幹事長を補佐し、本連盟の運営に関する事務を分掌する。
13. 幹事は常任幹事を補佐し、事務を分掌する。

第13条 役員の選任は次の通りである。

1. 名誉会長・参事・顧問・参与は理事会の承認を経て会長が委嘱する。
2. 会長・副会長は理事会により決定する。
3. 監査役は理事会の承認を経て会長が委嘱する。
4. 理事長・副理事長はOB理事中より、理事会において選出する。
5. OB理事は各該当支部において選出し、理事会の承認を経て会長がこれを委嘱する。但し、各該当支部において日学連理事に選出されなかった者はその資格を失うものとする。各該当支部におけるOB理事の選出人数は、内規においてこれを定める。
6. 幹事長・会計・書記は原則として本連盟本部の所在する支部より選出し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
7. 常任幹事は各支部の幹事長をもってこれにあてる。
8. 幹事は各支部より1名を任ずる。

第14条 役員の任期は次の通りとする。

1. 名誉会長・参事・顧問・参与の任期については特に定めない。
2. 会長・副会長・監査役、及びOB理事の任期は2年とし留任を妨げない。
3. 上記以外の役員の任期は1年とし留任を妨げない。

第15条 役員に欠員が生じた場合は直ちに所定の手続きに従って後任を置くが、その任期は前任者の任期の残存期間とする。

第16条 学生役員は、その所属する学校が本連盟を脱退した時及び本人が所属する学校の卓球部の籍を失った時は役員の資格を失う。

第17条 役員改選は原則として任期満了前に行なう。

## 第4章 機 関

第18条 理事会

1. 理事会は本連盟の最高議決機関である。
2. 理事会は理事をもってこれを構成する。なお、名誉会長・顧問・参与、及び監査役は理事会に出席して意見を述べるができる。
3. 理事会は、毎年3回（原則として3月・7月・10月）会長が召集する。但し、会長が必要と認めた時、又は理事の3分の1以上からの要請があつ

た時は理事会を開催することができる。

#### 第19条 常任幹事会

1. 常任幹事会は本連盟の執行機関であり、かつ理事会への提出案件の立案を行なう。
2. 常任幹事会は幹事長・会計・書記・常任幹事・幹事をもってこれを構成する。
3. 常任幹事会は幹事長が召集する。

#### 第20条 小委員会

1. 小委員会は緊急の事項を審議するためにこれを行なう。
2. 小委員会は下記の構成員をもってこれを構成する。  
会長・副会長より1名以上  
理事長・副理事長より1名以上  
北海道・東北・北信越より1名  
関東・東海・関西より各1名（計3名）  
中国・四国・九州より1名  
幹事長・会計・書記
3. 小委員会は必要に応じて会長が召集する。

#### 第21条 組み合わせ会

1. 組み合わせ会は、シード会議等、大会の組み合わせを行なう。
2. 組み合わせ会は、当該大会審判長・幹事長・会計・書記・常任幹事・幹事を構成員とし、OB理事が必ず出席する。
3. 組み合わせ会は幹事長が召集する。

#### 第22条 ランキング審査会

1. ランキング審査会は、大会のランキングの審査等を行なう。
2. ランキング審査会は、当該大会審判長・幹事長・会計・書記・常任幹事および強化委員を構成員とする。
3. ランキング審査会は幹事長が召集する。

#### 第23条 理事長会

1. 理事長会は、理事会の運営を補佐するためにこれを行なう。
2. 理事長会は、日学連理事長、各学連理事長（計9名）、日学連幹事長をもってこれを構成する。該当する役職者が不在、または欠席の場合は、代理人が当該役職者と同等の発言権、議決権を持って理事長会に出席することができる。
3. 理事長会は、必要に応じて日学連理事長がこれを召集する。

#### 第24条 強化委員会

1. 強化委員会は、本連盟の競技力向上を担当する。
2. 強化委員会は、理事会において選出された強化委員（OB若干名）、日学連理事長、幹事長、及び学生卓球の技術向上のため、登録選手中より優秀な技術と深い見識を有するものより、男女各若干名をもってこれを構成する。
3. 強化委員会は、必要に応じて日学連理事長がこれを召集する。

#### 第25条 ルール委員会

1. ルール委員会は、本連盟のルール・審判面を担当する。
2. ルール委員会は、理事会において下記の通り委員を選出する。  
担当副会長1名、委員長(OB理事より)1名、委員OB理事より2名、日学連幹事長、各支部学連幹事長(9名)、およびアドバイザースタッフ若干名をもって構成する。
3. ルール委員会は、必要に応じてルール委員長がこれを召集する。

第26条 以上の各会議は召集者が議長となり、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。止むを得ず各会議に欠席する場合は、委任状を提出する事ができる。なお、委任状提出者は出席とみなす。

第27条 各会議の議決は出席した構成員（委任状出席者を除く）の多数決とする。なお、賛否同数の場合は議長が決定する。

第28条 本連盟の会議は原則として公開とする。



## 第5章 選手登録期間及び出場資格

第29条 本連盟登録選手は規約第9条に定める加盟有資格校の学生とし、当該年度の4月1日現在で28歳未満の者に限る。登録期間は通常履修年限とする。なお、転校・編入等、登録校の変更があつて本連盟に再登録しようとする者の登録期間の扱いに関しては内規によって定める。

### 第30条 出場資格

1. 本連盟に所定の手続きを経て登録した選手は全て競技出場資格を有する。但し停学謹慎中の者、及び休学中の者はその期間内については出場資格を与えない。
2. 本連盟登録選手は、自らの責任において、自らの肖像等を企業等に許諾することによる商業行為および関連事項を実施することができる。但し、本行為の取り扱いは、日本卓球協会競技者規程による。また、本商業行為および関連事項の実施にあたり、プレーヤー自身の名誉を傷つけたり、卓球競技の健全な普及・発展をさまたげたりする事柄は避けなければならない。

### 第31条 登録に関する基準は次の通りとする。

1. 基本的に同一校は単一登録とする。
2. 所在地が複数の支部に分かれている場合は別登録とする。
3. 大学附属（系列）の短大・専門学校の登録については、単一登録・別登録のいずれの登録形態を取ることも可能とする。但し、一旦決定した登録形態は正当な理由がない限り、変更することはできない。
4. 上記基準の厳密な適用が困難な場合には、各学連において判断するものとするが、その判断が不当と認められた場合には、日学連においてこれをくつがえすことができるものとする。

第32条 外国籍選手の登録などの取り扱いについては、内規などにおいて、これを定める。

第33条 第29条～第31条についての特例が生じた場合は理事会において審議決定する。

## 第6章 財 務

第34条 本連盟の経費は維持費・選手登録費・新規加盟費・賛助金、及び財団法人日本卓球協会補助金・その他の収入をもって充当する。

第35条 本連盟の会計は一般会計と特別会計に分かつが一般会計は事業会計を包括する。

第36条 本連盟の会計年度は毎年1月1日より12月末日までとする。

第37条 本連盟の会費及び登録費その他の額は内規において定める。

第38条 会計は監査役の監査を受け、理事会に報告し承認を受けなければならない。

## 第7章 賞 罰

第39条 本連盟の目的達成のために著しく貢献した者に対し、会長は理事会の承認を経て賞を贈ることができる。

第40条 加盟校が、本連盟に類似する団体を組織し或いは本連盟の承諾なく他の団体に加盟した場合は除籍することができる。なお復帰については理事会において出席者の3分の2以上の賛同を得なければならない。

第41条 加盟校及び登録選手が本連盟の体面を汚し義務を怠った時、また規定及び目的に反する行為があった場合は理事会において処罰を決定することができる。

## 第8章 解散・規約の改廃等

第42条 本連盟が解散する場合は、全理事の4分の3以上の賛成を要する。

第43条 本連盟の規約を改廃する場合も第42条と同様の議決を要す。

第44条 解散に伴う残余財産処分についても第42条と同様の議決を要す。

## 第9章 附 則

第45条 本連盟の事業年度は会計年度と同様、毎年1月1日より12月末日までとする。

第46条 本連盟は本規約の他に内規、及び事業実施細則を設ける。

第47条 本規約は平成26年3月15日よりこれを改正する。

## 日本学生卓球連盟・内規

### 第 1 条 目 的

本内規は日本学生卓球連盟規約第 4 6 条に基づき、同規約を補うものとしてここに定める。

### 第 2 条 O B 理事の各支部選出人数（登録人数比例選出方式）

#### 1. 指数算出

最近 2 年分（前年度、及び前々年度の合計）の日学連への総選手登録人数を、O B 理事数である 1 6 で割り、指数を算出する。但し、この場合、小数点第 3 位を四捨五入して小数点第 2 位を算出し、それを指数とする。

（前年度日学連総選手登録人数＋前々年度日学連総選手登録人数）÷

$$1 6 = \text{指数}$$

但し登録人数算出日は当該年度の 1 2 月 3 1 日とする。

#### 2. 各支部学連 O B 理事枠数の算出

最近 2 年分（前年度、及び前々年度の合計）の各支部学連総選手登録人数を指数で割る。この場合も、小数点第 3 位を四捨五入して小数点第 2 位を算出し、それを各支部学連 O B 理事枠数とする。

#### 3. 各支部学連の最小枠数

各支部学連は少なくとも 1 名の O B 理事を選出できる。

#### 4. 小数点の調整

第 3 項「各支部学連の最小枠数」に配慮した上で、第 2 項の「各支部学連 O B 理事枠数の算出」で算出された小数点の上位から優先し、O B 理事の総数が 1 6 名となるように調整する。

### 第 3 条 外国籍選手登録規定

外国籍の選手が本連盟に登録する際には在学証明書および外国人登録証明書（カード）のコピーを提出しなければならない。

提出された外国人登録証明書の「在留の資格」欄の内容により、本連盟では外国籍の選手を次の 3 種類に大別する。

- A. 日本に永住権を有する者 … 「永住者」「特別永住者」
- B. 一定期間の査証を取得（更新）し、一時的に日本に滞在する留学生

… 「留学・就学」

- C. 一定期間の査証を取得（更新）し、一時的に日本に滞在する者で、「留学・就学」以外の資格「研修」「短期滞在」、および、就労が認められている資格を有する者

以上の大別に基づき、本連盟では、それぞれを次の通り取り扱う。

- A. 日本選手との間に、一切の取り扱いの差別を行なわない。  
 B. 「外国人留学生選手」と称し、本連盟への登録は妨げないが、大会出場に関しては一部制限を受ける場合もある。  
 C. 「研修」「短期滞在」の資格の者は本連盟への登録を認めない。

就労が認められている資格の者については、経済的理由等により夜間主コースの在学資格の者がほとんどなので、当該留学生ごとに理事会において審議の上、登録の可否を決定する。

#### 第 4 条 登録校の変更に伴う登録期間

本連盟規約第 5 章第 28 条の「登録校の変更があつて本連盟に再登録しようとする者の登録可能期間（c）」は、「変更後の登録校の通常履修年限（b）」より「変更前に既に登録した実績年数（a）」を引いた年数とする。「変更前に既に登録した実績年数（a）」が「変更後の登録校の通常履修年限（b）」と同じかまたはそれを越える場合においては本連盟に再登録することはできない。その他の場合も、以上の考え方に準じて判断するものとする。

登録校変更前 登録実績 (a)	変 更 先	登録校変更後 通常履修年限 (b)	再登録可能期間 (c)=(b)-(a)
0	短 期 大 学  (2 年 制)	2	2
1			1
2～6			再登録不可
0	4 年 制 大 学  (4 年 制)	4	4
1			3
2			2
3			1
4～6			再登録不可
0	医科歯科薬科大学等  (6 年 制)	6	6
1			5
2			4
3			3
4			2
5			1
6			再登録不可
0	そ の 他 (専門学校など)	1	1
1～6			再登録不可

## 第 5条 登録団体の変更

登録者が、転校、その他の都合で登録団体等を変更する場合は、登録変更申請することができる。

但し、ここでいうその他の都合とは、学籍を有し本連盟に登録している者が契約をしているスポンサー企業等に登録名称を変更することを含む。但し、対象スポンサーは一社に限るものとする。

また、この条項を適用できる登録者は、原則として当該年度4月1日現在の（公財）日本卓球協会ナショナルチームメンバーとする（候補選手は含まない）。但し、この条項を適用できる登録者の当該年度における団体戦への登録は、一団体のみとする。

## 第 6条 会費、及び登録費は次の通りとする。

### 1. 一般会計において

維持費	1校	6,000円
選手登録費の内、新人登録費	1名	800円
一般登録費	1名	500円
新規加盟費	1校	4,000円

但し、登録選手の合計が3人以下の学校は、通常半額（維持費は1校3,000円、新規加盟費は1校2,000円）とし、登録選手が4名に達した時、残額を補充納入することとする。

### 2. 特別会計において

役員賛助金の内、		
会長		300,000円
副会長	1名	50,000円
OB理事・監査役	1名	10,000円
各学連負担金	各	20,000円
参事・顧問・参与は	1口	10,000円

## 第 7条 段位申請料・登録料等

日本卓球協会の規定に基づき段位を取得する場合は、規定の申請料を各支部より日学連に納入する。このうちの40%は段位登録加盟団体手数料として日学連に還元されるが、この内、半額は各支部に還元するものとする。

大学生初段の場合は申請料6,000円、段位登録加盟団体手数料2,400円、各支部還元金1,200円とする。

## 第 8 条 議事録署名人規定

本連盟理事会の議事録は議事録署名人の署名によって効力を発する。

議事録署名人の指名は理事会が行なうものとする。

議事録署名人の構成は、

OB理事より 2 名

常任幹事・又は幹事より 1 名

以上 3 名とする。但し、指名された 3 名は全て異なる支部に所属していなければならない。

## 第 9 条 慶弔規程

1、目的 本規程は、日本学生卓球連盟（以下本連盟とする）役員の慶弔に関わる規程を定める。

2、範囲 本連盟役員

名誉会長、会長、副会長、参事・顧問・参与、監査役、理事長、副理事長、理事

3、慶賀 2、に掲げる役員が、卓球競技に関して次の各項目いずれかに該当した場合には、慶賀金の贈呈、あるいは祝賀電報を打電する。金額についてはその都度会長・理事長が判断する。

1) 叙勲・褒章を受賞した場合－5 万円程度

2) 文部科学大臣顕彰を受賞した場合－5 万円程度

4、(弔慰金・見舞金) 第 2 条に掲げる役員が次の各項目のいずれかに該当した場合には、弔慰金を贈る。金額については以下の通りとする。

1) 死亡－3 万円（弔意電報 1 万円、供花等 2 万円）

2) 第 2 条に該当しない本会にあった役員については弔意電報を打電する。

## 第 10 条 内規の改変

本内規の改変にあたっては、理事会の承認を得なければならない。

## 第 11 条 内規の実施時期

本内規は平成 27 年 10 月 22 日よりこれを改正する。

## 日本学生卓球連盟・事業実施細則

### 第 1 条 目的

本事業実施細則は日本学生卓球連盟規約第 4 6 条に基づき、同規約を補うものとしてここに定める。

### 第 2 条 全日本大学総合卓球選手権大会・個人の部

#### 1. 種目

男子ダブルス・女子ダブルス  
男子シングルス・女子シングルス

#### 2. 試合方法

全種目トーナメント方式

本大会は男女シングルスにおいてランキング決定戦より 7 ゲームスマッチとする。それ以外は全て 5 ゲームスマッチとする。

又、本大会のダブルスは同校の選手同士で組まなければならない。

#### 3. 出場資格

- (1) 前年度当該大会ランキングシングルス 1 6 位まで、ダブルス 8 位までは無条件出場
- (2) 前年度全日本学生選抜卓球選手権大会シングルス決勝トーナメント進出者 1 6 名は無条件出場
- (3) 前年度全日本選手権大会ランキングシングルス 1 6 位まで、ダブルス 8 位まで無条件出場
- (4) 当該年度開催のオリンピック夏季大会、またはユニバーシアード夏季大会の代表選手は、単複ともに（複はパートナーを問わず）、無条件出場
- (5) 各学連推薦者・予選通過者

但し、日学連登録者の内、日本国籍を有する者、及び本連盟内規・第 3 条に定める「A. 日本に永住権を有する者」に限る。本連盟内規・第 3 条に定める「B. 外国人留学生選手」は、本大会に出場できない。

#### 4. シード規定

- (1) 前年度当該大会ランキングシングルス 1 6 位まで、ダブルス 8 位まで。
- (2) 前年度全日本学生選抜卓球選手権大会シングルス 1 6 位まで
- (3) 前年度全日本選手権大会ランキングシングルス 1 6 位まで、ダブルス 8 位まで



(4) 世界ランキング300位以内かつ上から4名まで(本大会シード会議の1週間前のランキングとする)

(5) 昨年度全国高等学校総合体育大会においてシングルスベスト8まで

(6) 当該年度各学連選手権大会(参考資料)

但し、シード会議に出席した構成員の3分の2以上の賛成をもってシード順位を入れ替えることができるものとする。

しかし、その場合でも、前年度当該大会当該種目において保持しているランキンググループ(1位・2位・ベスト4・ベスト8・ベスト16)は確保されなければならない。

又、ダブルスにおいて、ペアー変更によって両者の内の一方、又は両方が規定のランキングを保持している場合でも参考資料に留めるものとする。

5. 枠数

本大会の枠数は別に定める

6. ルール

日本卓球ルール

7. 使用球

日本卓球協会公認球

8. 表彰

男女ダブルスランキング8位まで

男女シングルスランキング16位まで

第 3条 全日本大学総合卓球選手権大会・団体の部

1. 種目

男子団体戦・女子団体戦

2. 試合方法

全出場校が1ブロック3校編成の予選リーグを行い、その結果、上位2校が決勝トーナメントに進出する。男女とも1複4単で行う。但し、3番をダブルスとし、1・2番でダブルスを組むことはできない。

3. 登録規定

(1) 出場人数

各校は、部長1名・監督1名・コーチ1名・主務1名・選手は主将以下7名以内とする。

(2) ベンチには前項の者しか入れない。

選手は日学連登録済みの大学生であること。

部長・監督・コーチ・主務に関しては特に規定を設けない。

(社会人・学生等を問わず、又、選手兼任でも良い)

選手の変更は一切認めない。但し、申し込みの時点において日学連登録人数が7名に満たない場合にのみ、その不足分に限り、新規登録手続きの後、主将会議まで追加エントリーを認める。

部長・監督・コーチ・主務の変更は所定の用紙に記入の上、審判長に申請し、許可を得るものとする。

- (3) 本連盟内規・第3条に定める「B、外国人留学生選手」に関しては、ベンチエントリーは2名まで、出場はそのうち1名の単複いずれか1回に限る。

#### 4. 出場資格

- (1) 前年度当該大会ランキング8位までは無条件出場  
(2) 各学連推薦校・予選通過校  
(3) 申し込み期限までに棄権校が発生した場合には、棄権校を推薦した各学連において補充することができる。  
(4) 申し込み期限までに前号の補充が出来なかったとき、または、申し込み期限後に棄権校が発生したときは主管学連において補充することができる。

#### 5. シード規定

##### (1) 予選リーグ組み合わせ方法

①予選リーグの組み合わせは、予選リーグ組み合わせ会議において決定する。

##### ②各ブロックの1段目

###### A～Hブロック

前年度ランキング校（ベスト8）を

Aブロック 前年度1位校（優勝校）

Bブロック 前年度2位校（準優勝校）

Cブロック 前年度3位校

:

Hブロック 前年度8位校

の順に入れる。

###### I～Pブロック

前年度ベスト16に入った8校を抽選で入れる。

但し、前年度ベスト16に入った学校で当該年度の本大会に出場していない学校があれば、前年度ベスト32の中から構成員の話し合いによって強いと思われる学校を選出する。

##### ③各ブロックの2段目

前年度ベスト32に入った16校を抽選で入れる。

但し、前年度ベスト32に入った学校で、1段目に既に入っている学校、あるいは当該年度の本大会に出場していない学校があれば、その他の中から構成員の話し合いによって強いと思われる学校を選出する。

抽選にあたっては、地域性を考慮し、できるだけ同一学連同士が1段目と2段目において重複しないようにする。

また、2段目の学校を抽選する段階で、団体戦（当該年度各学連リーグ戦等）において特に顕著な成績を持っている学校がある場合は、出席した構成員の3分の2以上の賛成をもってI～Pブロック（前年度ベスト16）の中で抽選することができる。

#### ④各ブロックの3段目

残る16校を抽選で入れる。

抽選にあたっては、地域性を考慮し、できるだけ同一学連同士が重複しないようにする。

### (2) 決勝トーナメント組み合わせ方法

①決勝トーナメントの組み合わせは、予選リーグ終了後、審判長及び決勝トーナメント出場校の責任者出席のもとで決定する。

#### ②予選1位通過校（16校）

Aブロック

1番（第1シード）に入れる

Bブロック

32番（第2シード）に入れる

C・Dブロック

抽選にて16番、または17番（第3～第4シード）に入れる

E・F・G・Hブロック

抽選にて8番、9番、24番、25番（第5～第8シード）に入れる

I～Pブロック

抽選にて4番、5番、12番、13番、20番、21番、28番、29番（第9～第16シード）に入れる

#### ③予選2位通過校（16校）

予選リーグ2位通過校は、予選リーグで対戦したチームと反対側のトーナメントゾーンに振り分けて抽選する

④抽選については予備抽選を行って抽選の順番を決めた後、本抽選に入る。予備抽選を引く順番は予選リーグのプログラム番号の若い順とする。

また、決勝トーナメントの抽選に関しては地域性は一切考慮しない

6. 枠数  
本大会の枠数は別に定める
7. ルール  
日本卓球ルール
8. 使用球  
日本卓球協会公認球
9. 表彰  
男女ランキング8位まで

#### 第 4条 全日本学生選抜卓球選手権大会

1. 種目  
男子シングルス・女子シングルス
2. 試合方法
  - (1) 出場予選  
男女各48名を越えた参加申し込みがあった場合は、外国人留学生を対象とした出場予選を行ない、出場者を男女各48名に絞り込む。
  - (2) 予選リーグ  
男女各48名以内の参加者を8ブロックに割り振り、予選リーグを行なう。
  - (3) 決勝トーナメント  
予選リーグ1位、2位通過者・男女各16名で決勝トーナメントを行なう。3位決定戦も行なう。  
出場予選と予選リーグは5ゲームスマッチ、決勝トーナメントは7ゲームスマッチとする。
3. 出場資格
  - (1) 当該年度全日本大学総合卓球選手権大会・個人の部シングルスランキング16位まで。
  - (2) 本連盟に登録済みの外国人留学生。  
(本連盟内規・第3条に定める「B. 外国人留学生選手」、「C.就労が認められている資格のもので、理事会での登録を認めたもの)
  - (3) 主管学連推薦者・男女各4名ずつ。
  - (4) 日学連強化委員会推薦者。

但し、全日本大学総合卓球選手権大会・個人の部でランク入りした日本人選手に関しては、原則として本大会への出場を義務とする。止むを得ない事

情がある場合は、その理由を記した欠場届けを本連盟に提出しなければならない。無断で本大会を欠場した場合、及びその理由が正当でないと判断された場合は罰則を課す場合がある。また、日学連強化委員会推薦者は全日本大学総合卓球選手権大会・個人の部ランカーの欠場の補充とし、両者の合計は16名とする。

#### 4. シード規定

##### (1) 出場予選

男女各48名を越えた参加申し込みがあった場合は、その超過人数分の出場予選を行なう。出場予選の組み合わせは、過去の実績を持たない外国人留学生による無作為抽選で決定する。

##### (2) 予選リーグ

###### ①各ブロックの1段目

当該年度全日本大学総合卓球選手権大会・個人の部シングルのランキング上位選手をAブロックから順に自動的に割り振る。欠場がない場合は、

Aブロック 全日本大学総合・個人の部優勝者 (ランク1位)

Bブロック 全日本大学総合・個人の部準優勝者 (ランク2位)

Cブロック 全日本大学総合・個人の部ランク3位

:

Hブロック 全日本大学総合・個人の部ランク8位

となる。欠場があった場合は、ランク9位以下を繰り上げる。

###### ②各ブロックの2段目

外国人留学生選手8名を入れる。

前年度の全日学選抜においてベスト8入りした外国人選手は2段目に入れなければならない。また、前年度の全日学選抜において、ベスト4に入った外国人選手はE～Hブロックに入れなければならない。前年度の全日学選抜においてベスト8入りした外国人選手が当該年度に8名出場しない場合は、前年度の全日学選抜ベスト16の外国人選手の中から抽選によってこれを補充する。

以上でも2段目の候補者が8人に満たない場合は、「当該年度の各学連選手権」「前年度のインターハイ(1年生に限る)」「その他」の戦績を基に、有力な外国人留学生選手を選出し、抽選でこれを補充する。

###### ③各ブロックの3段目

当該年度全日本大学総合卓球選手権大会・個人の部シングルのランキング9～16位の内、1段目に入らなかった選手、及び強化

委員会推薦者を抽選で割り当てる。

④各ブロックの4段目

主管学連推薦者4名、及び外国人留学生選手4名を入れる。

主管学連推薦者は必ず4段目に入れなければならない。

前年度の全日学選抜においてベスト16の外国人選手は原則として4段目までに入れなければならない。

⑤各ブロックの5段目・6段目

外国人留学生選手を無作為抽選にて入れる。

⑥以上の全段の抽選においては、極力、同じ大学の選手を同じブロックに入れない様に考慮する。それ以外は、無作為抽選を原則とし、全日本大学総合卓球選手権大会・個人の部のベスト8決定戦の対戦者が同じブロックの1段目と3段目に入ることも妨げない。

(3) 決勝トーナメント

①予選リーグで上位2名以内に入った選手・男女各16名で決勝トーナメントを行なう。

②予選1位通過者(8名)

予選リーグ1位通過者は、抽選により、1番、4番、5番、8番、9番、12番、13番、16番(第1～第8シード)に入れる。

③予選2位通過者(8名)

予選リーグ2位通過者は、予選リーグで対戦した選手と反対側のトーナメントゾーンに振り分けて抽選する。

④抽選においては、予選リーグの再戦を決勝まで回避する点以外は無作為抽選を原則とする。同じ大学の選手の対戦や全日本大学総合卓球選手権大会・個人の部で対戦した選手との再戦も妨げない。抽選にあたっては、予選リーグの順(A～H)に予備抽選を行なった後、本抽選を行なうものとする。

5. 枠数

本大会の枠数は特に定めない。「3. 出場資格」に則っていれば、誰でも出場できる。

6. ルール

日本卓球ルール

7. 使用球

日本卓球協会公認球

8. 表彰

男女とも上位8名まで

第 5条 各大会ランキング規定

大会ランキングの審査は次の基準による。

1. その年度の各大会毎に優勝者を1位、準優勝者を2位とし、以下それぞれ実戦の内容を基にして審査する。
2. 実戦内容の審査において同等程度と認められる者が複数の場合は前年度当該大会当該種目のランキングを、次に他の成績を審査の対象とすることができる。但し、過去の成績を審査する際には、ダブルスのペアー変更による両者の内の一方、又は両方のランキングは参考資料に留める。

第 6条 各大会の棄権について

特別な事情なくして棄権した場合には以後の大会に出場を禁止することがある。なお、止むなく棄権する際には正式文書を大会前に提出しなければならない。

第 7条 全日本大学総合・団体の部、全日本大学総合・個人の部・全日本学生選抜の開催地

原則として別表の通り開催するが、各支部より開催の要請がある時は常任幹事会・理事会の承認を得て変更することができる。

なお、その要請は次年度スケジュール決定までに行われなければならない。

※主管学連表については別紙掲載。

第 8条 全日本大学総合・団体の部、全日本大学総合・個人の部の枠数決定方法（登録人数比例枠数）

1. 基本総枠数

無条件出場を除いた全日本大学総合・団体の部、全日本大学総合・個人の部の出場枠数を決定する。

なお、基本総枠数は下の表の通りである。

	男	女
全日本大学総合・団体の部	40	40
全日本大学総合・個人の部	(S) 200	150
	(D) 100	75

2. 指数算出

前年度日学連男女各総登録人数（男女各総加盟校数）を各大会基本総枠数で割り、指数を算出する。但し、この場合、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位を算出し、それを指数とする。

前年度日学連男女各総登録人数（男女各総加盟校数）÷

各大会基本総枠数 = 指数

3. 各学連枠数の算出

前年度各学連男女各登録人数（男女各加盟校数）を指数で割る。この場合も、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位を算出し、それを各学連枠数とする。

4. 前年度全日本大学総合・個人の部ランキング半数分の上乗せ  
前年度全日本大学総合卓球選手権大会・個人の部において各学連からランキング入りした人数、又は組数の半数分（シングルス・ダブルス別に）を「3. 各学連枠数の算出」で算出した全日本学生の値に上乗せする。
5. 各学連の最低枠数  
各学連の最低枠数は、全日本大学総合・団体の部は男女各2、全日本大学総合・個人の部はシングルス男女各4・ダブルス男女各2とする。
6. 各学連の枠数最大減少幅  
全日本大学総合・個人の部における各学連の枠数は、前年度よりシングルス男女各4・ダブルス男女各2以上減少することはない。
7. 小数点の調整  
全日本大学総合・団体の部については、小数点の上位から優先する。  
全日本大学総合・個人の部については常任幹事会で検討し理事会の承認を得る。

#### 第 9 条 事業実施細則の改変

本事業実施細則の改変にあたっては理事会の承認を得なければならない。

#### 第 10 条 事業実施細則の実施時期

本事業実施細則は平成26年3月15日よりこれを改正する。